

計画の趣旨

- 近年、地球温暖化により、気温の上昇や大雨の増加といった気候の変化に伴い、農作物の品質の低下、熱中症リスクの高まりなどの影響が全国各地で現れています。こうした状況は、さらに進行すると考えられており、地球温暖化対策は世界共通の喫緊の課題となっています。
- 我が国は、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。地方においても、北海道をはじめとする国内各地で脱炭素化に向けた取り組みが加速しており、帯広市も、令和4(2022)年6月に二酸化炭素の排出を実質ゼロとすることを目指すゼロカーボンシティを表明しています。
- 今後、地球温暖化対策の推進により、市民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続的な発展を図るには、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、気候変動による産業や自然環境、生活・健康の分野などへの影響の防止・軽減を図る「適応策」にも対応していく必要があります。
- 本計画は、これまで環境モデル都市として積み重ねてきた実績を基盤に、国や北海道の取り組みも踏まえ、ゼロカーボンに向けた取り組みを推進することで、温室効果ガスの排出を抑制しながら、地域が抱える様々な課題の解決にも貢献し得る持続可能な脱炭素社会の実現を目指し策定するものです。

帯広市の温室効果ガス排出量の現状

- 令和2（2020）年度の温室効果ガス排出量は、144万t-CO₂となり、基準年度である平成25（2013）年度比で14.8%減少しています。
- 国に比べ家庭部門の排出割合が高いほか、北海道と比べても運輸部門と業務その他部門の排出割合が高くなっています。

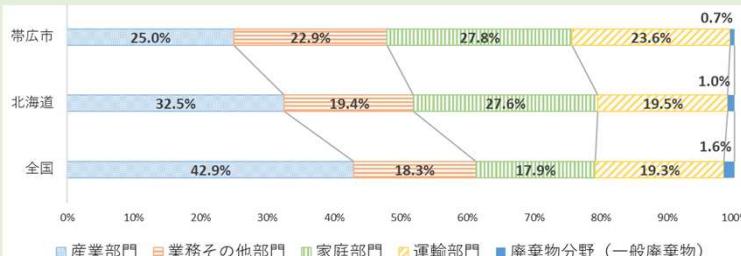


図 二酸化炭素排出割合の部門別構成比の比較

温室効果ガス排出量の削減目標

- 温室効果ガスの削減目標は、北海道の目標を踏まえ、次のとおり設定します。

目標 (目標年)	基準年度 平成25(2013)年度	温室効果ガス排出削減目標
中期目標 (2030年度)	温室効果ガス排出量 【169万t-CO ₂ 】	▲48%（▲82万t-CO ₂ ） 【87万t-CO ₂ 】
	1人当たりの温室効果ガス排出量 【9.99t-CO ₂ 】	1人当たりの温室効果ガス排出量 【5.47t-CO ₂ 】
長期目標 (2050年)	—	ゼロカーボン (温室効果ガス排出量実質ゼロ)

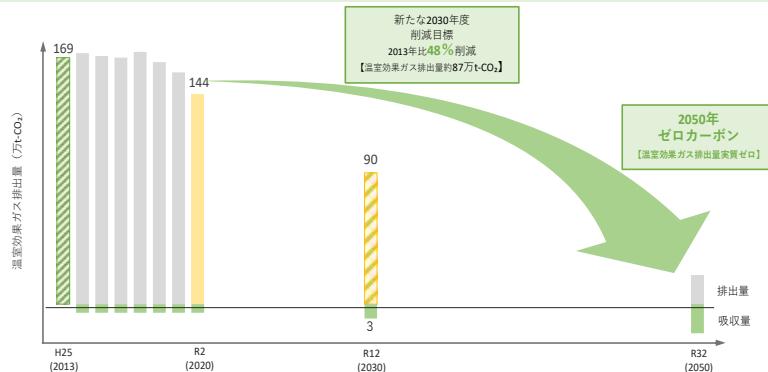


図 目標達成のイメージ

2050年に向けた基本的な考え方

- ゼロカーボンの実現に向けては、省エネルギー対策を行い、必要なエネルギーは再生可能エネルギー等へ転換するとともに、森林等の保全を図ることが基本となります。さらに、本市から排出される温室効果ガスの特性なども踏まえ、脱炭素と一体となったまちづくりやライフスタイルの転換につながる普及啓発などに取り組むことが必要と考えます。
- 環境モデル都市の取り組みを基盤にしつつ、国や北海道の取り組みも踏まえ、「脱炭素」をキーワードとして、消費活動や設備投資、地域資源や製品の活用や消費を促すことで経済を循環させるほか、省エネ活動や再エネ利用など環境にやさしい取り組みが豊かな暮らしにつながることへの理解を進めることで、環境、くらし、経済の調和をはかり、互いに価値を生み出しながら、持続可能な脱炭素社会の実現を目指していくこととします。

計画の体系と中期目標の達成に向けた取り組み

- 中期目標（▲48%）の達成に向け、市民や事業者、行政のそれぞれが主体性を持ちながら、互いに協力・連携し、一体となって取り組みを進めます。

方針1 省エネルギー対策の推進

- 施策① 省エネ設備・機器の導入
- ・省エネ性能の高い設備・機器の導入促進 等
- 施策② 環境を重視した建物の導入
- ・ZEH・ZEB等の導入促進 等

方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 施策① 太陽光やバイオマスの活用
- ・太陽光発電の導入促進 等
- 施策② エネルギーの有効活用と再生可能エネルギーの普及拡大
- ・家庭用燃料電池やコージェネレーションシステムなどの導入促進 等

方針3 脱炭素化と一体となったまちづくりの推進

- 施策① 次世代自動車の普及
- ・次世代自動車の導入 等
- 施策② 交通や物流の効率化
- ・公共交通や自転車の利用促進 等

方針4 ライフスタイルの転換

- 施策① 脱炭素型ライフスタイルの推進
- ・環境負荷が少ない製品・サービスの選択と供給の促進 等
- 施策② 環境活動と環境教育の推進
- ・出前環境教室等の環境教育の実施 等
- 施策③ 3Rの推進
- ・ごみの減量と資源化の促進 等

方針5 森林等による吸収源対策

- 施策① 森林の適正な整備
- ・市有林の計画的な整備 等
- 施策② 都市緑化の推進
- ・帯広の森をはじめとする公園や都市緑地、街路樹などの整備や保全 等

計画の位置づけ

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく地方公共団体実行計画（区域施設編）
- 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を兼ねる
- 第七期帯広市総合計画の分野計画

気候変動影響への適応

- 今後起こり得る気候変動による影響に対して、市民や事業者等が柔軟に適応できることを目指すため、本市の地域特性に応じた取り組みを進めます。

分野	項目	適応策
産業	農業	圃場での試験研究による栽培技術の向上や、病害虫発生予察等に関する情報提供 等
	林業	健全な森林資源の維持増進 等
	観光業	観光レジャーに及ぼす影響について、情報収集と国等と連携した対策の検討 等
自然環境	水資源	水資源保全地域における適正な土地利用の確保
	陸生生態系	エゾシカ等の生息状況把握や有害鳥獣駆除による分布の拡大防止
	分布・個体群の変動	特定外来生物に関する情報収集と対策の実施
自然災害	河川	地域防災訓練や防災出前講座による防災意識の普及啓発 等
	山地	土砂災害警戒区域等の対象区域住人への個別訪問による注意喚起
	その他	樹木の伐採・剪定による適正な維持管理
生活・健康	暑熱	ホームページ等を活用した熱中症予防に関する情報発信 等
	感染症	予防接種法に定められた対象疾病の定期予防接種の実施
	都市インフラ・ライフガイド等	災害に強い都市形成の推進 等

進捗管理

- 毎年度、算出する温室効果ガス排出量に加え、進捗評価項目の対象数値を把握し、同項目の取り組み状況などを総合的に評価し、帯広市環境審議会等から意見を聞きながら、進捗の分析・評価を行います。
- 国の各種制度や社会情勢の変化等を踏まえて、柔軟に本計画に基づく取り組みを進めていきます。

※本計画の策定に伴い、第三期帯広市環境基本計画の一覧直しを予定しています。